

令和4年第4回（9月）上越市議会定例会

総務常任委員会資料

案件番号	案件名	提出課	ページ
議案第89号	職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	人事課	1～6
議案第90号	上越市議会議員及び上越市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例等の一部改正について	選挙管理委員会事務局	7～10

総務管理部
選挙管理委員会事務局

所 管 委 員 会	総務常任委員会
関 係 案 件	議案第 8 9 号
提 出 課	人事課

職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

1 改正理由

人事院規則の一部改正に準じて、職員の育児休業の取得回数が1回から2回へ拡充されることに伴い必要な規定を整備するほか、非常勤職員の育児休業に関し、柔軟な取得を可能とするため、所要の改正を行うもの

2 主な改正内容

- (1) 育児休業を取得することができる職員として、その養育する子の出生の日から57日以内に育児休業をしようとする場合には、当該期間の末日から6月を経過する日までに、その任期が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職に採用されないことが明らかでない非常勤職員を加える。(第2条関係)
- (2) 非常勤職員が、1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するために育児休業を取得する場合について、これまで当該育児休業の期間の初日を、子の1歳の到達日等の翌日に限定していた取扱いから、次に掲げる場合に改める。(第2条の3関係)
 - ア 非常勤職員が当該子の1歳到達日等の翌日(当該非常勤職員の配偶者が1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するためにする育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業しようとする場合
 - イ 非常勤職員又はその配偶者が当該子の1歳の到達日等において育児休業をしている場合
 - ウ 非常勤職員が当該子の1歳到達後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合
 - エ 非常勤職員が当該子の1歳到達後の期間において、本条による育児休業をしたことがない場合
- (3) 非常勤職員が、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するために育児休業を取得する場合について、(2)と同様の取扱いに改める。(第2条の4関係)
- (4) 職員の育児休業の取得回数が1回から2回へ拡充されることに伴い、再度の取得に必要であった育児休業等計画書に関する規定を削る。(第3条関係)
- (5) その他文言を整備する。

3 施行期日

令和4年10月1日

4 職員の育児休業等に関する条例改正案新旧対照表

(下線部分及び太枠部分が改正箇所)

改 正 案	改 正 前
(育児休業をすることができない職員) 第2条 略	(育児休業をすることができない職員) 第2条 略

改正案	改正前
<p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの以外の非常勤職員</u></p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(7) <u>その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）（当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4の規定に該当する場合にあっては当該子が2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に採用されないことが明らかでない非常勤職員</u></p> <p>(i) 略</p> <p>イ <u>次のいずれかに該当する非常勤職員</u></p> <p>(7) <u>その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下(7)において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの</u></p> <p>(i) <u>その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの</u></p>	<p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>次のいずれかに該当する非常勤職員</u> <u>_____以外の非常勤職員</u></p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(7) <u>その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）（第2条の4_____</u> <u>_____</u> <u>_____</u> <u>_____の規定に該当する場合に</u> <u>あっては、2歳_____に達する日）</u> <u>までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）</u> <u>が満了すること及び引き続いて任命</u> <u>権者を同じくする職（以下「特定</u> <u>職」という。）に採用されないこと</u> <u>が明らかでない非常勤職員</u></p> <p>(i) 略</p> <p>イ <u>第2条の3第3号に掲げる場合に該</u> <u>当する非常勤職員（その養育する子が</u> <u>1歳に達する日（以下この号及び同条</u> <u>において「1歳到達日」という。）</u> <u>（当該子について当該非常勤職員がす</u> <u>る育児休業の期間の末日とされた日が</u> <u>当該子の1歳到達日後である場合に</u> <u>あっては、当該末日とされた日）におい</u> <u>て育児休業をしている非常勤職員に限</u> <u>る。）</u></p>

改 正 案	改 正 前
<p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)</p> <p>第2条の3 略</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p><u>(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合であってはウに掲げる場合に該当する場合) 当該子の1歳6か月到達日</u></p> <p><u>ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日)の翌日(当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合</u></p> <p><u>イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育</u></p>	<p><u>ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの</u></p> <p>(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)</p> <p>第2条の3 略</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p><u>(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日)の翌日(当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の1歳6か月到達日</u></p> <p><u>ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳</u></p>

改正案	改正前
<p><u>児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合</u></p> <p><u>ウ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合</u></p> <p><u>エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合</u></p> <p><u>（育児休業法第2条第1項の条例で定める場合）</u></p> <p><u>第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合）とする。</u></p> <p><u>(1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合</u></p>	<p><u>到達日（当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合</u></p> <p><u>イ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合</u></p> <p><u>（育児休業法第2条第1項の条例で定める場合）</u></p> <p><u>第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって、次の各号のいずれにも該当するときとする。</u></p> <p><u>(1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日において地方等育児休業をしている場合</u></p>

改正案	改正前
<p>(2) <u>当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日において地方等育児休業をしている場合</u></p> <p>(3) <u>当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合</u></p> <p>(4) <u>当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合</u></p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p>(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p>(5)及び(6) 略</p> <p>(7) <u>任期を定めて採用された職員であつて、当該任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしているものが、当該任期を</u> <u>更新され、又は当該任期の満了後引き続き特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の</u> <u>日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする</u>こと。</p>	<p>(2) <u>当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合</u></p> <p style="text-align: center;">(育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)</p> <p><u>第2条の5 育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。</u></p> <p>(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>育児休業（この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、3月以上の期間を経過したこと（当該育児休業をした職員が、当該育児休業の承認の請求の際育児休業により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）。</u></p> <p>(6)及び(7) 略</p> <p>(8) <u>その任期</u> <u>の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の</u> <u>末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする</u>こと。</p>

改 正 案	改 正 前																					
<p>(育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)</p> <p><u>第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。</u></p> <p>(追加)</p> <p>(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)</p> <p>第11条 略</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 育児短時間勤務（この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、3月以上の期間を経過したこと（当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について<u>育児短時間勤務計画書</u>により任命権者に申し出た場合に限る。）。</p> <p>(7) 略</p> <p>(任期付短時間勤務職員についての給与条例の特例)</p> <p>第21条 略</p> <table border="1" data-bbox="247 1294 683 1899"> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">第24条の3</td> <td style="vertical-align: top;">第10条から第12条の3まで</td> <td style="vertical-align: top;">第10条から第12条まで</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="vertical-align: top;">再任用職員等（地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第4条の規定により採用された職員を除く。）</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">(削除)</p>	(略)			第24条の3	第10条から第12条の3まで	第10条から第12条まで	再任用職員等（地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第4条の規定により採用された職員を除く。）			<p>(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)</p> <p>第11条 略</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 育児短時間勤務（この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、3月以上の期間を経過したこと（当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について<u>育児休業等計画書</u>により任命権者に申し出た場合に限る。）。</p> <p>(7) 略</p> <p>(任期付短時間勤務職員についての給与条例の特例)</p> <p>第21条 略</p> <table border="1" data-bbox="850 1294 1286 1899"> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">第24条の3</td> <td style="vertical-align: top;">第10条から第12条の4まで</td> <td style="vertical-align: top;">第10条から第12条の4まで、第12条の4</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="vertical-align: top;">再任用職員等（地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第4条の規定により採用された職員を除く。）</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="850 1899 1286 1989"> <tr> <td style="vertical-align: top;">第26条第1項</td> <td style="vertical-align: top;">再任用短時間勤務職員等</td> <td style="vertical-align: top;">任期付短時間勤務職員</td> </tr> </table>	(略)			第24条の3	第10条から第12条の4まで	第10条から第12条の4まで、第12条の4	再任用職員等（地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第4条の規定により採用された職員を除く。）			第26条第1項	再任用短時間勤務職員等	任期付短時間勤務職員
(略)																						
第24条の3	第10条から第12条の3まで	第10条から第12条まで																				
再任用職員等（地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第4条の規定により採用された職員を除く。）																						
(略)																						
第24条の3	第10条から第12条の4まで	第10条から第12条の4まで、第12条の4																				
再任用職員等（地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第4条の規定により採用された職員を除く。）																						
第26条第1項	再任用短時間勤務職員等	任期付短時間勤務職員																				

所 管 委 員 会	総務常任委員会
関 係 案 件	議案第90号
提 出 課	選挙管理委員会事務局

上越市議会議員及び上越市長の選挙における選挙運動用 自動車の使用の公営に関する条例等の一部改正について

1 改正理由

公職選挙法施行令の一部改正を受け、選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ポスター及びビラの作成を行う場合に市が支払うべき額を引き上げるもの

2 改正内容

- (1) 第1条の規定による上越市議会議員及び上越市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例の改正内容

上越市議会議員及び上越市長の選挙において、候補者が選挙運動用自動車を使用する場合に、市が支払うべき金額を改める。(第4条関係)

- (2) 第2条の規定による上越市議会議員及び上越市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の改正内容

上越市議会議員及び上越市長の選挙において、候補者が選挙運動用ポスターを作成する場合に、市が支払うべき金額を改める。(第4条関係)

- (3) 第3条の規定による上越市議会議員及び上越市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の改正内容

上越市議会議員及び上越市長の選挙において、候補者が選挙運動用ビラを作成する場合に、市が支払うべき金額及び限度額を改める。(第4条、第5条関係)

3 施行期日

公布の日

4 上越市議会議員及び上越市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例等改正案新旧対照表

- (1) 第1条の規定による上越市議会議員及び上越市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例の一部改正

(下線部分が改正箇所)

改 正 案	改 正 前
<p>(公費の支払)</p> <p>第4条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約（以下「自動車借入れ契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において自動車借入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補</p>	<p>(公費の支払)</p> <p>第4条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約（以下「自動車借入れ契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において自動車借入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補</p>

改 正 案	改 正 前
<p>者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が<u>1万6,100円</u>を超える場合には、<u>1万6,100円</u>)の合計金額</p> <p>イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金(当該選挙運動用自動車(これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。))が既に前条の規定による届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、<u>7,700円</u>に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日(法第100条第4項の規定により投票を行わないこととなった場合には、同条第5項の規定による告示の日。以下同じ。)までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)</p> <p>ウ 略</p>	<p>者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が<u>1万5,800円</u>を超える場合には、<u>1万5,800円</u>)の合計金額</p> <p>イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金(当該選挙運動用自動車(これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。))が既に前条の規定による届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、<u>7,560円</u>に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日(法第100条第4項の規定により投票を行わないこととなった場合には、同条第5項の規定による告示の日。以下同じ。)までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)</p> <p>ウ 略</p>

(2) 第2条の規定による上越市議会議員及び上越市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正

(下線部分が改正箇所)

改 正 案	改 正 前
<p>(公費の支払)</p> <p>第4条 略</p> <p>(1) 市議会議員の選挙において選挙運動用ポスターの作成枚数が500以下である場合 <u>541円31銭</u>に当該選挙運動用ポスターの作成枚数を乗じて得た金額に<u>10万5,620円</u>を加えた金額を当該選挙運動用ポスターの作成枚数で除して</p>	<p>(公費の支払)</p> <p>第4条 略</p> <p>(1) 市議会議員の選挙において選挙運動用ポスターの作成枚数が500以下である場合 <u>525円6銭</u>に当該選挙運動用ポスターの作成枚数を乗じて得た金額に<u>10万3,700円</u>を加えた金額を当該選挙運動用ポスターの作成枚数で除して</p>

改 正 案	改 正 前
<p>得た金額</p> <p>(2) 市議会議員の選挙において選挙運動用ポスターの作成枚数が500を超える場合 <u>27万655円と28円35銭</u> にその500を超える数を乗じて得た金額との合計金額に<u>10万5,620円</u>を加えた金額を当該選挙運動用ポスターの作成枚数で除して得た金額</p> <p>(3) 市長の選挙の場合 <u>27万655円と28円35銭</u> に当該選挙におけるポスター掲示場の数から500を減じて得た数を乗じて得た金額との合計金額に<u>10万5,620円</u>を加えた金額を当該選挙におけるポスター掲示場の数で除して得た金額</p>	<p>得た金額</p> <p>(2) 市議会議員の選挙において選挙運動用ポスターの作成枚数が500を超える場合 <u>26万2,530円と27円50銭</u> にその500を超える数を乗じて得た金額との合計金額に<u>10万3,700円</u>を加えた金額を当該選挙運動用ポスターの作成枚数で除して得た金額</p> <p>(3) 市長の選挙の場合 <u>26万2,530円と27円50銭</u> に当該選挙におけるポスター掲示場の数から500を減じて得た数を乗じて得た金額との合計金額に<u>10万3,700円</u>を加えた金額を当該選挙におけるポスター掲示場の数で除して得た金額</p>

(3) 第3条の規定による上越市議会議員及び上越市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部改正

(下線部分が改正箇所)

改 正 案	改 正 前
<p>(公費の支払)</p> <p>第4条 本市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条に規定する契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が<u>7円73銭</u>を超えるときは、<u>7円73銭</u>）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、法第142条第1項第6号に定める枚数（以下「限度枚数」という。）の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。</p> <p>(公費負担の限度額)</p> <p>第5条 第2条の規定により選挙運動用ビラを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者1人について、<u>7円73銭</u>に選挙運動</p>	<p>(公費の支払)</p> <p>第4条 本市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条に規定する契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が<u>7円51銭</u>を超えるときは、<u>7円51銭</u>）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、法第142条第1項第6号に定める枚数（以下「限度枚数」という。）の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。</p> <p>(公費負担の限度額)</p> <p>第5条 第2条の規定により選挙運動用ビラを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者1人について、<u>7円51銭</u>に選挙運動</p>

改 正 案	改 正 前
用ビラの限度枚数を乗じて得た額とする。	用ビラの限度枚数を乗じて得た額とする。